

市会議案第8号

選択的夫婦別姓の導入を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和元年8月2日提出

吹田市議会議員 竹村 博之

同 馬場慶次郎

同 川本 均

同 柿原 真生

選択的夫婦別姓の導入を求める意見書（案）

2018年（平成30年）2月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」の調査結果の概要では、婚姻に際し夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓の導入に賛成と答えた人は42.5%で、条件付きで賛成と答えた人を含めると66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回っている。特に多くの人が初婚を迎える30歳から39歳までの賛成や条件付き賛成の人の割合は、84.4%に上っている。

また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務付けている国は、世界で日本だけであることが明らかになった。1996年（平成8年）2月26日に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申してから23年が経過したが、いまだ選択的夫婦別姓を導入する民法改正の見通しは立っていない。

最高裁判所は2015年（平成27年）12月16日に、民法の夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については、裁判の枠内で見いだすことは困難とし、「国民的議論、すなわち民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、民法の見直しを国会に委ねた。

しかし、今日に至るまで議論が進まない状況にあり、家族形態の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や、事実婚を選択するカップルも少なくない。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じるなど、不利益を被る人が一定数いることも事実である。選択的夫婦別姓については、最高裁判所の判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することは、政府及び国会の責務である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓を導入することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年8月 日

吹 田 市 議 会